

議案第4号 第1条 埼玉西部消防組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>(報酬等)</p> <p>第2条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p>2～9 (略)</p> <p><u>10 勤勉手当は、一般職の常勤職員の勤勉手当との権衡を考慮して、規則で定めるところにより支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにおいては、勤勉手当は支給しない。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第2条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬<u>及び期末手当</u>を支給する。</p> <p>2～9 (略)</p>
<p>(給料等)</p> <p>第5条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当並びに旅費</u>を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当並びに旅費</u>は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにおいては、<u>期末手当及び勤勉手当</u>は支給しない。</p>	<p>(給料等)</p> <p>第5条 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当<u>及び期末手当並びに旅費</u>を支給する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当<u>及び期末手当並びに旅費</u>は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにおいては、<u>期末手当</u>は支給しない。</p>

議案第4号 第2条 埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第9条 育児休業をした職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 給与条例第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第9条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>